



答 申 書

令和6年1月22日

南知多町特別職報酬等審議会

令和6年1月22日

南知多町長 石黒和彦 様

南知多町特別職報酬等審議会

会長 福林 徹

特別職の報酬等について（答申）

令和5年12月13日、当審議会に対し意見を求められた南知多町長、副町長及び教育長の給料並びに南知多町議会議員の報酬について、下記のとおり答申します。

記

1 給料及び報酬の額並びに改正の実施時期

町長	給料月額	794,000円（+23,000円）	令和6年4月1日
副町長	給料月額	621,000円（+18,000円）	令和6年4月1日
教育長	給料月額	570,000円（+17,000円）	令和6年4月1日
議長	報酬月額	355,000円（+10,000円）	令和6年4月1日
副議長	報酬月額	270,000円（+8,000円）	令和6年4月1日
常任委員長	報酬月額	253,000円（+7,000円）	令和6年4月1日
議会運営委員長	報酬月額	253,000円（+7,000円）	令和6年4月1日
議員	報酬月額	244,000円（+7,000円）	令和6年4月1日

2 理 由

政府発表の12月の月例経済報告は、現状の日本経済の情勢について「景気は、このところ一部に足踏みも見られるが、緩やかに回復している。」との基調判断を示しており消費者物価指数の動向を見ても上昇傾向にある。

また、政府においては賃上げを経済の活性化に欠かせない重要な政策の一つと位置付けており、積極的な賃上げを促進するための取り組みが進められているところである。

国家公務員の給与については、令和5年8月の人事院勧告では、月例給、ボーナスともに引上げ勧告がされ、特に初任給については、平成2年以来となる1万円を超える勧告がされている。

本町の特別職報酬額は、平成24年度に特別職8%、議会議員5%の引下げ、平成26年度には、特別職3%、町議会議員2%の引上げを実施して以降、現在まで据え置きとなっている。また、その額については、郡内4町と比較するといずれも最も低い水準となっている。

町長は、「絆・選ばれる理由があるまち」への政策を推進し、特に今年度においては、ふるさと納税を強力に推進し、目標としていた4億円を達成見込みで地域経済の活性化及び財源確保に努力をしている。また、「役場が変わればみんなが変わる みんなが変わればまちが変わる」として将来を見据えた役場組織再編に注力をしているなど様々な課題解決へ努力をされている。

また、町議会議員においても、町民の代表として、議会の議決や行政に対し監視する役割などを担っており、複雑多様化する住民要望の実現に向けた政策形成の過程に参画するなど課題解決へ努力をされている。

町の抱える課題解決に向けて、町長、副町長、教育長及び町議会議員は、住民ニーズに的確に対応しながら舵取り役としての職責は今後も重大さをさらに増していくと考える。

以上の状況から、今後もその職務により一層精霊され、課題解決に向けて一丸となって取り組み強化を図ってもらいたいとの願いと「なり手不足」の解消の一助となるよう、町長、副町長及び教育長の給料並びに町議会議員の報酬額を上記の額に引き上げることが適当であることを認める。

なお、その実施時期は、令和6年4月1日が適当であると決定した。

3 付帯意見

南知多町特別職報酬等審議会は、平成26年度以来開催されておらず、今回の審議会までの間に町を取り巻く環境は大きく変動している。情勢の変化に的確に対応するため、今後の審議会については、急激な社会情勢の変化を除き2～3年間隔で開催することを望む。

また、人口減少に伴う議会議員の定数や議会運営の見直しの検討を望む。